



目 次

訓 令	ページ
◎高知県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ()	2
○保安林の解除 (治山林道課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	2
公 告	
○林業種苗生産事業者講習会の実施 (木材増産推進課)	2
高知県労働委員会訓令	
◎高知県労働委員会公文書管理規程	3
正 誤	
○正誤 (令元・11・26付け 目次ほか)	4

訓 令

高知県訓令第1号

本 庁
労働委員会事務局
高知県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年2月4日
高知県知事 濱田 省司
高知県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
高知県労働委員会事務局処務規程(昭和38年5月高知県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(服務)

第7条 職員の服務については、高知県処務規程(平成8年3月高知県訓令第2号)の規定を準用する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第50号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
高知家エコスイッチキャンペーン調査
- 調査の目的
高知家エコスイッチキャンペーン(県内における次世代自動車及び省エネ家電の普及に向けた事業をいう。以下同じ。)において、次世代自動車及び省エネ家電の販売の割合を把握することにより、当該事業の評価を行うための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
事業者
 - 属性
 - 調査票1
県内の高知家エコスイッチキャンペーンに協力した自動車販売事業者
 - 調査票2
県内の高知家エコスイッチキャンペーンに協力した家電販売事業者
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 調査票1
 - 新車(軽自動車を除く。)の販売台数
 - ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車及びCNG自動車の販売台数
 - 調査票2
 - エアコンの販売台数
 - 省エネ性能が5つ星のエアコンの販売台数
 - その基準となる期間

平成30年7月1日から平成31年1月31日まで及び令和元年7月8日から令和2年2月7日まで

5 報告を求める者

(1) 数

ア 調査票1

19事業者

イ 調査票2

43事業者

(2) 選定方法

高知家エコスイッチキャンペーンに協力した事業者のリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間

令和2年2月中旬から同年3月上旬まで

高知県告示第51号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和2年2月4日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
田中整形外科病院	高知市上町三丁目2番6号	令2・2・1	令5・1・31
高知整形・脳外科病院	高知市上町四丁目7番20号	〃 〃	〃 〃
近森病院	高知市大川筋一丁目1番16号	〃 〃	〃 〃
函南病院	高知市知寄町一丁目5番15号	〃 〃	〃 〃
高知生協病院	高知市口細山206番地9	〃 〃	〃 〃
須崎くろしお病院	須崎市緑町4番30号	〃 〃	〃 〃
檮原町立国民健康保険檮原病院	高岡郡檮原町川西路2320番地1	〃 〃	〃 〃

高知県告示第52号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のと

おり届出があった。

令和2年2月4日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
藤川歯科診療所 香南市野市町東野994 令元・9・21

高知県告示第53号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和2年2月4日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和元年10月1日	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問看護げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問看護
〃	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問リハビリテーション げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問リハビリテーション
〃	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	通所リハビリテーション げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防通所リハビリテーション
〃	医療法人岩河会 香美市土佐山田町百石町二丁目4-20	医療法人岩河会岩河整形 外科 香美市土佐山田町百石町二丁目4-20 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
令和元年11月1日	今井歯科医院 香南市赤岡町574	今井歯科医院 香南市赤岡町574 居宅療養管理指導

高知県告示第54号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所
須崎市上分字下向乙2591の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年2月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 奈比賀川北
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
安芸市川北字内野甲5895番5から安芸市川北字内野甲5895番1まで	前	4.0 9.6	213
	後	4.0 11.8	213
安芸市奈比賀字宮ノ西339番から安芸市奈比賀字ゴミノ上1720番5まで	前	3.0 14.0	648
	後	3.1 3.9	20

高知県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年2月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 畑山栃ノ木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
安芸市栃ノ木字ヤナノ本1019番3から安芸市栃ノ木字ヤナノ本1023番6まで	前	5.8 6.7	34
	後	6.1 10.4	34

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和2年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 開催の日時及び場所

日時	場所
令和2年3月17日（火） 午前9時30分から午後4時30分まで	香美市土佐山田町大平80 高知県立森林技術センター 事務室

- 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

- 3 林業種苗生産事業者講習会の内容
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講手数料
14,000円(種苗生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。))に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。)
- 5 受講申込書の提出場所及び提出期限
受講を希望する者は、受講申込書を令和2年2月19日(水)までに住所を管轄する林業事務所(中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所)に提出すること。
- 6 受講申込書の配布場所
高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合
- 7 問い合わせ先
高知県林業振興・環境部木材増産推進課(電話番号088-821-4602)

 労働委員会訓令

高知県労働委員会訓令第1号

労働委員会事務局

高知県労働委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和2年2月4日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

高知県労働委員会公文書管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県公文書等の管理に関する条例(令和元年高知県条例第1号)第14条第1項の規定に基づき、労働委員会における公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(総括文書管理者)

第2条 事務局に総括文書管理者を置き、労働委員会事務局長(第5条第1項において「局長」という。)をもって充てる。

- 2 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 公文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 高知県公文書管理委員会への諮問及び答申等に対する必要な措置の実施
 - (3) 公文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設又は改廃に伴う必要な措置
 - (5) この規程の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関する事務

の総括
(文書管理者)

第3条 所掌事務に関する文書管理の実施責任者として事務局に文書管理者を置き、労働委員会事務局次長をもって充てる。

2 文書管理者は、その管理する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保存
- (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
- (3) 公文書ファイル管理簿への記載
- (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
- (5) 管理状況の点検等
- (6) 公文書の作成、整理その他公文書の管理に関する職員の指導等

(文書管理主任)

第4条 事務局に文書管理主任を置き、審査調整員をもって充てる。

2 文書管理主任は、前条第2項各号に掲げる事務を補佐するほか、文書の收受及び発送に係る事務を行うものとする。

3 文書管理者は、文書管理者又は文書管理主任の事務を補助させるため、事務局の職員のうちから文書管理主任補助者を指名することができる。

(監査責任者)

第5条 事務局に監査責任者を置き、局長をもって充てる。

2 監査責任者は、公文書の管理の状況について監査を行うものとする。

(保存方法)

第6条 公文書ファイル等(電磁的記録を除く。)は、業務の種類、事件等の別に整理し、事務局において保存するものとする。

2 文書情報システムに保管された電子公文書は文書情報システムにより保存するものとし、その他の電磁的記録は別に定める方法により整理及び保存をするものとする。

(高知県公文書管理規程の準用)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、労働委員会における公文書の管理に関し必要な事項については、高知県公文書管理規程(令和元年11月高知県訓令第3号)の規定(同令第3条から第7条まで、第40条から第45条まで及び第54条第2項並びに附則第6項並びに別記第6号様式及び別記第7号様式を除く。)の例による。ただし、副総括文書管理者が行うこととされる事務については、総括文書管理者が行うものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令元・11・26	10190	目次	1	左 (13)	○都市計画の <u>決定</u> の図書の縦覧	○都市計画の <u>変更</u> の図書の縦覧
令元・12・20	10197付 録	目録	1	右 (41)	都市計画の <u>決定</u> の図書の縦覧 " "	都市計画の <u>変更</u> の図書の縦覧 " "
令2・1・10	10201	○告示	1	左 (31)	<u>園芸品目の統計調査</u>	園芸品目調査